

貸付希望農用地等の機構への申出書

年 月 日

公益財団法人
滋賀県農林漁業担い手育成基金理事長 様
(市町・JA 経由)

〒

住所

フリガナ

氏名

印

電話番号

日中に連絡の取れる電話番号(携帯
電話番号等)を記入してください

連絡先電話番号

私は、下記の事項に承諾のうえ、別紙(別記様式第2-1号)に記載する農用地等を貸付希望農用地等として申出します。

記

- 本申出のあった日以降も、借受希望者(受け手)への権利設定(県の認可公告)日までの間は自ら農用地等を維持管理すること。
但し、借受希望者(受け手)から管理申出があった場合は、この限りでない。
- 借受希望者(受け手)が見つからない場合は、滋賀県農地中間管理機構(以下「機構」という。)は借り受けできないこと。
- 借受希望者(受け手)の選定は、機構に一任すること。

※機構が借り受けた農地は、民法の規定に関わらず、貸主又は賃貸人の承諾を得ることなく借受希望者(受け手)に貸し付けることができます。

(農地中間管理事業の推進に関する法律第18条)

- 本申出書に記載の情報を、機構が必要に応じ、農地中間管理事業に係る機関、団体、借受希望者(受け手)、関係集落へ情報提供することを承諾すること。
- やむを得ない理由により受け手との契約を解約した農用地等において、その後2年を経過しても次の受け手が見つからない場合、機構は原則として出し手との貸借契約を解除して返還すること。
- 貸付希望農用地等に関する情報を、機構が必要に応じ、滋賀県農業共済組合他から情報提供を受けることを承諾すること。
- 仮登記、担保設定内容等によって借受出来ない場合があること。
- 機構との貸借契約の締結後は、正当な事由なく解約は行わないこと。
- この申出書の有効期限は、申出を受け付けた年度末とすること。

【裏面記入をお願いします】

5. この申出書の提出により、農用地等の貸付けが成立したものではありません。